

平成21年5月25日

大田区議会議長

永井敬臣様

防災・安全対策特別委員長

海老澤信吉

防災・安全対策特別委員会中間報告書

本委員会に付託された調査事件につき、現在までの調査状況を下記のとおり報告する。

記

- 1 調査事件
 - (1) 防災対策について
 - (2) 危機管理対策について
 - (3) 地域防犯対策について

2 中間報告

本委員会は、大地震や台風・豪雨などの自然災害や更には多様化・複雑化する犯罪から、区民の生命・財産を守り、安全・安心に暮らせるまちづくりを実現するため多岐にわたり調査研究を行ってきた。

ここで、主に昨年6月以降を中心とした、これまでの調査結果について報告する。

(1) 防災意識の向上と防災対策

平成20年5月12日、マグニチュード7.9という前代未聞の規模で発生した中国・四川大地震は、死者6万9千人余り、家屋の倒壊は21万6千棟という、大惨事を引き起こした。また、同年6月14日には、国内でも岩手・宮城内陸地

震が発生し、大きな被害をもたらした。

また、7月には東海地方で集中豪雨が、8月には石川県・富山県を中心に長期大雨が発生し、それぞれで大規模な水害をもたらした。

突発的に、しかし必然的に起こりうる地震や台風・集中豪雨に対し、被害を最小限に抑えていくには、区民の防災意識、防災知識そして地域の防災行動力の向上が求められ、区の施策の展開と支援協力体制が急がれている。

①平成20年度大田区総合防災訓練と大田区職員防災訓練

平成20年度総合防災訓練は前年度に引き続き、地域行政センター単位で実施された。各所管会場では、それぞれの地域住民が主体となり、まちなか訓練や応急救護訓練、あるいは仮設トイレの組立て等が行われた。中でも10月12日に実施された大田南地域行政センター管内、矢口中学校での訓練は、自治町会に加え、東京電力、都水道局、東京ガスからの参加も受け、拡大訓練として1,100人の参加があった。この矢口・下丸子地区は、平成15年度からの大規模マンションの建設ラッシュにより、人口が爆発的に増加した地域である。こうした状況から、新旧住民間の防災上の連携強化が強く求められていたが、今回の訓練にはマンション住民からの参加も多数あったと委員会で報告を受けた。

このように防災訓練をより実効性のあるものにするには、その地域の特性・実情に応じた訓練が必要である。行政と住民双方が地域の課題を抽出したうえで、訓練内容を創意工夫していくことが求められる。

平成21年1月23日には大田区職員防災訓練が実施された。今年度は事前に訓練実施日を周知しない、抜き打ち参集訓練として行われ、対象者1,002名に対し、参集率は5割強という結果であった。実際の発災を考慮した場合、職員の被災により、その参集率のさらなる低下、それに伴い開設できない避難所等も想定される。今後はより災害時に近い状況を設定した訓練の実施とともに、参集職員が不在または手薄な状況になった場合でも避難所を開設できる態勢の再整備が必要である。

②集中豪雨等への対応について

都市化の進展は、ヒートアイランド現象による集中豪雨を招き、都市型水害を多発させている。

平成20年7月、神戸市東灘区の都賀川では、上流での集中豪雨により下流の水位が10分間に1.3mも上昇し、河道内の親水公園にいた児童らが流れされ5名が死亡した。また同月、大田区の呑川でも護岸工事をしていた男性作業員一人が、上流の世田谷区、目黒区での集中豪雨により突然増水した激流に呑まれ、死亡している。

突発的、局地的に発生する集中豪雨を要因とした都市型水害に対応するためには、河川、下水道の整備促進とともに、雨水流出抑制施設の設置など、総合的な治水対策の推進が求められる。また、国・都・気象庁その他関係機関から提供される気象情報、水位情報等の迅速な伝達手段を整備するとともに、避難勧告の必要性、発令の有無、河川や降雨の状況等、関係機関との更なる情報共有を図っていく必要がある。

③ 行政視察の実施

・栃木県宇都宮市（平成20年10月15日実施）

宇都宮市では阪神・淡路大震災を教訓にし、平成11年に地域防災計画を改定、防災体制の拡充を図ってきた。しかし行政だけの取組では防災体制に限界があることから、地域における連携の必要性を改めて認識し、防災市民ネットワークの構築を目指すに至った。そのため防災市民ネットワークの整備指針を策定し、「地域の各組織・団体等の役割」や「自主防災会（連合自治会ごとに設置）を中心とした地域における連携のあり方」、「行政の地域支援」などを整理した。そして行政の応急態勢が整うまでの間、自主的防災活動が行える仕組み、マニュアルの作成を各地域に委ねている。市ではマニュアル整備の参考となるよう、「防災市民ネットワークの手引き」をも作成しており、地域特性を内容に取り込むことを推進しつつ、統一性も図っている。本区が取り組んでいる「学校避難所開設運営マニュアル」の作成等にも大いに参考となる視察であり、反映させていかなければならない。

・宮城県仙台市（平成20年10月16日実施）

平成20年度、仙台市は市内福祉施設15カ所を指定避難所での生活が困難な高齢者や障害者等の災害時要援護者が避難する「福祉避難所」に指定した。福祉避難所の位置づけは、あくまで二次的避難所とする一方、今後も市内の特別養護老人ホ

ームの会議室・ホール等も活用できるよう、「福祉避難所」の追加指定に向け、施設を管理・運営する法人との協定締結を進めているとのことであった。

大田区でも現在、高齢者、障害者、乳幼児と対象ごとに福祉避難所の開設に取り組んでいる。今後は、各施設の受け入れ人数の確定と態勢整備、施設への備蓄物品の確保と輸送体制など、さらに掘り下げていく必要がある。

視察を行った2市とも課題としていたのは、要援護者すなわち支援対象者の把握という点であった。仙台市は要援護者の名簿活用体制の整備に取り組んでいる一方、宇都宮市では一軒一軒対象者宅を訪問し名簿を作成、既にその名簿を自主防災会、消防、行政で共有し災害発生に備えていた。

大田区でも、個人情報保護に万全を期しつつ、区が保有する高齢者や障害者のデータを利用することにより要援護者を把握し、区、自治町会、民生・児童委員、消防・警察等と一体になった支援体制整備の検討が進められており、積極的な取組を期待したい。

また、災害時にはすべての人が要援護者になる可能性があり、地域での災害時相互支援態勢の整備を目標に掲げ、地域防災活動への参加人員の増加、地域防災組織の強化などの活動を区は積極的に支援していく必要がある。

④ 減災と区の助成事業

起こりうる自然災害に対し、区は区民に様々な助成事業を実施し、その減災対策に努めている。

平成20年度、区は家具転倒防止器具の支給をスタートさせた。世帯全員が非課税かつ65歳以上の高齢者世帯もしくは障害者を有する世帯等、支給対象が厳しく限定されているものの有効な事業と評価できるものである。

また、平成18年度より開始された耐震診断・耐震改修助成では、診断件数は900件にものぼるが、実際の改修工事に至るケースは極めて少ない状況にある。助成制度が国・都の助成制度を活用したものであり、要件緩和が難しい中、区は戸別訪問の実施等、積極的なPR方法の方針も打ち出しており、件数増加に伴う災害に強いまちづくりが期待される。

(2) 防犯意識の向上と危機管理対策、地域防犯対策

① 個室ビデオ火災

平成20年10月、大阪浪速区で発生した放火を原因とした個室ビデオ店での火災は、死傷者25名を出す大惨事となった。これほどの大惨事となった要因として、店員による消火活動や避難誘導がなかったこと、狭い通路に段ボール箱が積まれるなどして避難しにくい状態であったこと等が指摘されている。

区は国の要請を受け、区内で営業している個室ビデオ、ネットカフェ等27件に対し、同月中に立入調査を実施している。結果、階段の防火区画、消防隊用の非常用進入口、非常時の照明等に不備が多くみられ、今後は建物所有者に対し、図面・資料の提出を求め、指導に入るとの報告を受けた。

今後の経済状況は不透明であり、それを反映し、ますます宿泊施設という面も備えているネットカフェや個室ビデオの利用者は増加すると予想される。建築基準法や消防法に従い後追い的にその建物への改善を求めていくのは難しいということは理解しうる。しかしながらこのような状況下、施設改善は早期に求められており、消防と一体になった区の粘り強く厳しい指導が望まれる。

② 行政視察

平成20年10月15日実施された宮城県仙台市への視察では、児童生徒の安全確保事業についても調査を行った。市では現在、警察官OB8名をスクールガード・リーダーとして派遣し、学校の安全対策の点検評価を行わせており、またそのスクールガード・リーダーの指導を受けながら、各小中高等学校ではPTAや町内会が「学校ボランティア防犯巡回員」を組織し、児童生徒の登下校時を中心に、巡回活動を行っていた。さらには、警備会社に授業時間帯の巡回活動を委託する「仙台まもらひだ一事業」も実施しており、警察官OBや警備会社など防犯のプロの力を積極的に活用し、地域と一体となって犯罪防止策に取り組んでいた。

大田区でも子どもSOSの家事業などを実施し、地域の協力を得ながら児童生徒の安全確保に努めている。今後も危機管理部門をはじめとする関係部署と教育委員会とが横の連携を深めながら、保護者や地域学校と協力し安全管理体制を充実させていくとともに、児童生徒本人に対し、危機回避意識や危機対応力の育成に一層努めていく必要がある。

防災・防犯に対して最も必要とされるものは“情報”といえる。区も様々な施策を講じ、情報の確保・伝達の整備に取り組んでいる。平成18年度より導入された「区民安全・安心メールサービス」には防犯・防災・気象・地震情報に加え、平成21年度より水防情報が追加される。また、防災行政無線パンザマスト200基もデジタル化への改善に向け、平成21年度より基本設計、実施設計に入る。

区には防災・防犯情報をすべての区民へ正確にかつ迅速に伝達する責務があり、情報基盤の整備に引き続き積極的に取り組んでいく必要がある。また、地域が受け取った情報を有効に活用するには、防災防犯活動力が地域に求められ、それを支援すべき区の役割は極めて大きい。

防災・防犯に対し備えすぎることは決してない。安全・安心のまちづくりという命題に対し今後も多様な観点からの調査・研究を行っていく必要性を強調し、防災・安全対策特別委員会の中間報告とする。